至急・重要

私病協発２３－３９３
平成２３年１０月１７日

理　事　長　殿
院　　長　殿
事　務　長　殿

社団法人京都私立病院協会
会長　真鍋　克次郎

在宅療養あんしん病院等の指定申請について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の各種事業に格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、京都式地域包括ケアのプロジェクトの一環として、在宅療養中の高齢者が体調不良時に入院する病院を事前に登録しておく「在宅療養あんしん病院登録システム」が平成２４年１月から運用開始となります。

在宅療養あんしん病院につきましては、9 月 14 日に北部地域、9 月 15 日には京都市域及び南部地域の会員を対象に説明会を開催し、その役割、申請要件、補助内容等についてご説明を行ったところです。

このたび、京都府より在宅療養あんしん病院の指定申請の募集案内がありましたので、ご連絡申し上げます。

体調不良時に病院で早期治療を行うことで、高齢者が安心して在宅療養ができるよう、貴院におかれましては、在宅療養あんしん病院への指定申請に何卒ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

在宅療養あんしん病院への指定を希望される会員につきましては、別紙様式１の**「京都府在宅療養あんしん病院等指定申請書」及び「別紙（病床数など６つの項目について記載頂く様式です）」**にご記入（申請書にはご捺印も必要です）の上、**郵送または持参にて１０月２６日（水）までに当協会に必着**するようご送付下さい。記入例もご参照下さい。

なお、**京都府の通知（写）では、提出先が京都府になっておりますが、当協会で取りまとめて提出することになっておりますので、お間違えのないようにお願いいたします。**

申請書類等の各種様式は当協会ホームページ（http://www.khosp.or.jp/）にも掲載しておりますので、ご活用下さい。

○　申請書送付先

〒600－8441　京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地
COCON 烏丸８階　京都私立病院協会　宛

○　本件に関するお問い合せ先

京都私立病院協会　事務局担当（津崎・竹内）　TEL.075－354－8838

３ 医 第 ７ ８ ６ 号
平成２３年１０月１４日

府内病院管理者　様

京都府健康福祉部医療課長
（公印省略）

在宅療養あんしん病院等の指定について

平素は、本府の医療行政に格別の御協力をいただきありがとうございます。

さて、本府では京都式地域包括ケアの実現のため、別紙のとおり在宅療養あんしんサポート事業を実施することとし、事業の中核である在宅療養あんしん病院等を別添実施要領に基づき指定することといたしました。

つきましては、在宅療養あんしん病院等の指定を希望される医療機関におかれましては、下記のとおり、指定申請を提出いただきますよう、よろしくお願いします。

記

１　申請期限　　平成２３年１０月３１日(月)
２　提 出 先　　京都府健康福祉部医療課医務・看護担当
３　提出書類　　京都府在宅療養あんしん病院等指定要領 別紙様式１

担当	京都府健康福祉部医療課 医務・看護担当 大谷	
	電話	０７５－４１４－４７４９
	FAX	０７５－４１４－４７５２

京都府在宅療養あんしん病院等指定要領

（趣旨）

第１　この要領は、京都府内の高齢者が在宅療養を続けるにあたり、住み慣れた地域で２４時間、３６５日、地域包括ケアを実現するために、「京都府在宅療養あんしん病院等」を指定することについて必要な事項を定める。

（定義）

第２　この要領において、「病院等」とは、医療法（昭和２３年７月３０日法律第２０５号）第１条の５に定める病院及び診療所（病床を有するものに限る）をいう。

２　この要領において「京都府在宅療養あんしん病院等」とは、地域で高齢者やその家族を支援し、主治医並びに在宅療養を支える介護等の関係者と連携し、高齢者が一時的に体調を崩した場合、主治医を通じて、速やかにその者を入院させるとともに、回復後円滑に在宅に復帰させる（以下「退院調整機能」という。）ことができる病院等をいう。

（京都府在宅療養あんしん病院等の指定等）

第３　京都府内に所在地を有する病院等の設置者で、京都府在宅療養あんしん病院等として指定を受けようとする者は、別紙様式１により知事あて申請するものとする。

２　知事は、前項の申請があった場合、申請者が、地域医療に積極的に貢献する資力及び能力を有するとともに、退院調整機能を有する組織の設置又は人員を確保していると認められるときは、京都府在宅療養あんしん病院等として指定する。

３　知事は、京都府在宅療養あんしん病院等を指定した場合は、別紙様式２により申請者あて通知する。

４　京都府在宅療養あんしん病院等は、指定後申請内容に変更があった場合は、別紙様式３により速やかに知事へ届け出るものとする。

５　知事は、京都府在宅療養あんしん病院等が、第３の２の規定を充たさなくなった場合など、指定の要件を欠いたときは、指定を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成２３年１０月１４日から適用する。

（別紙）

「在宅療養あんしんサポート事業」について

１　目　的

高齢者が住み慣れた地域で２４時間、３６５日、安心して療養生活を送れる社会の実現を、次の取組を通じて目指す。

・医療、介護、福祉の連携による在宅療養者へのサポートの向上
・院内療養から在宅療養への移行の促進

２　事　業

（１）在宅療養あんしん病院（診療所）の指定

容態の急変した在宅療養者をサポートする医療機関を、「在宅療養あんしん病院（診療所）」として、「在宅療養あんしん病院等指定要領」に基づき府が指定。

（２）登録システムの構築

在宅で療養する高齢者が、「在宅療養あんしん病院（診療所）」に、事前に氏名等の情報を登録することにより、円滑な入院手続きを行うとともに、在宅療養者及びその家族の安心を図る。

（３）在宅療養あんしん病院（診療所）への支援
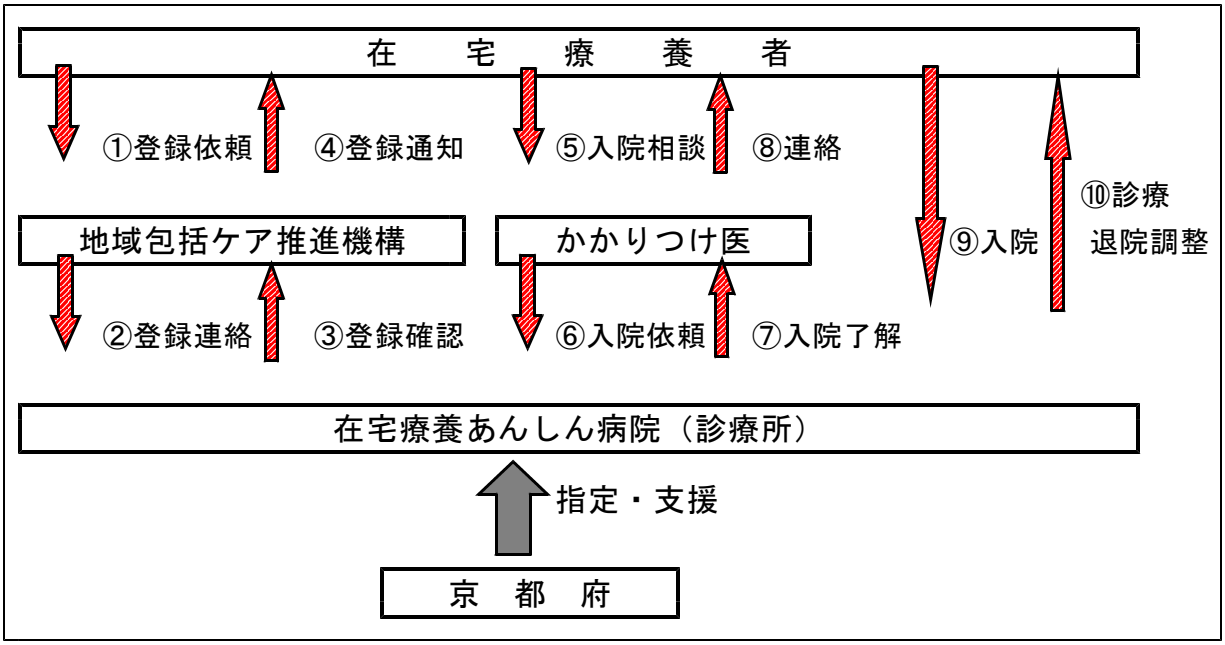
・指定した在宅療養あんしん病院（診療所）に対して、事業に係る経費の一部を補助（定額）
・登録については、地域包括ケア推進機構を通じて実施。